

23高教政第548号
平成23年7月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

夏期特別休暇の付与日数について（通知）

先般、「夏期における休暇の取得促進について」（平成23年6月27日付け23高教政第503号教育長通知）により、職員の健康維持と公務能率の向上のため、夏期特別休暇の計画的な取得促進をお願いしていますが、その実施にあたり、学校現場においても知事部局等の運用事項に倣った取扱いをしているものがあります。

夏期特別休暇の実施期間中に一定期間（1月）以上勤務をしていない場合における夏期特別休暇の付与日数に関する取扱いもそのひとつであり、これまでも学校からの問い合わせに対し、別紙内容による指導を行ってきました。

ただ、この取扱いについては、臨時的任用職員の場合も、任用期間に応じて夏期特別休暇を付与しているなど、実務的には、すでに浸透している内容であるとの考えから、毎年の夏期特別休暇にかかる通知の際にも、特に触れていなかったところです。

しかし、改めて学校より周知要望があったことから、このたび、夏期特別休暇の付与日数の取扱いについて通知をすることといたしました。

については、今後、学校間で付与日数に違いが生じることがないように、夏期特別休暇の付与にあたっては、別紙のとおり取扱いを統一していただくとともに、管内学校長への周知及び適正な運用についてもご指導くださるようお願いいたします。

担 当

高知県教育委員会事務局
教育政策課 人事企画担当

TEL 088-821-4569

FAX 088-821-4558

(別紙)

夏期特別休暇の付与日数について

夏期特別休暇

実施期間：7/1～9/30

日数：5日

単位：1日又は4時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合に、残日数（時間）に4時間未満の端数があるときは、すべてを使用することができる。

実施期間中、勤務していない期間がある場合における付与日数

①中途採用者

8/1 採用 3日4時間 9/1 採用 2日

②育児休業、看護欠勤、病気休暇等から復帰した職員

7月中復帰：5日

8月中復帰：3日4時間

9月中復帰：2日

③育児休業、看護欠勤、病気休暇等により一定期間勤務しない職員

1月未満：5日

1月以上2月未満：3日4時間

2月以上3月未満：2日

※事前に長期入院が予定されている場合もこれによる。

④病休の期間が6/30以前から継続して7/1以降も続いている場合、病休の中断を目的として夏期特別休暇を与えることはできない（医師からの復帰できるという診断により、復帰して勤務の状態にあることが要件）。復帰した時点で②を適用。